

## 海外歯科技工物

使用材料等の  
記録を求める

海外委託の歯科技工物を巡ってはTBSのテレビ番組で、中国で製作された歯科技工物に国内では使用禁止となっている人体に有害な金属が含まれていると報道され、2月に長妻厚労相が閣議後

の会見で、輸入される歯科技工物の具体的な基準の策定に乗り出すとの考えを明らかにしていた。また、日歯は日本歯科医学会、日本歯科技工士会、日本歯科商工協会及び日本材料工業協同組合

の4団体と同問題を検討するための協議会を設け、3月初めに同協議会としての考え方を厚労政務官と同省医政局長に提出している。通知では、歯科技工物に対する同省の考え方を

## 歯科医の責任更に重く

海外に委託する歯科技工物について、厚労省は、作成する場所や使用する歯科材料等を明示し、要点を診療録等に記録するなどとした医政局歯科保健課長通知を、3月31日に都道府県衛生主幹部(局長)に通知した。同省が海外委託歯科技工物の問題で、「課長通知」を出したのは平成17年9月に続いて2回目。今回の通知は、患者への安全の配慮から使用に当たっての歯科医師の責任が更に重くなっている。(3面に通知内容)

## 厚労省が全国に通知

説明し、海外委託の歯科技工物については前回通知で、患者に対して十分な情報提供を行うよう指導した」とした。その上で、「更なる安全性の確保等の観点から」とし、作成された場所(名称及び所在地)や使用する歯科材料を明示し、内容の要点を診療録等に記録することを求めている。

特に、使用材料の指示については、歯科材料の組成・性状、安全性等に関する情報を添付文書等により事前に把握し、「IS O規格」や「歯科鑄造用ニッケルクロム合金(冠用)の製造(輸入)の承認申請について」等で定める基準を満たした歯科材料を選定した上で、当該歯科材料が特定されるよう、製品名(製造販売業者名を含む)等を明示して指示を行うこととしている。

更に、歯科技工物を患者に供する前には使用する材料等を証明する書類等を取付け、指示内容に基づき作成されたかどうかを確認し、書類等を診療録に添付し、適切に保管遵守することとしている。

## 日本歯科新聞

2010年(平成22年)

4月6日

〈発行所〉

日本歯科新聞社

〒101-0061

東京都千代田区三崎町2-20-4

電話03(3234)2475

FAX03(3234)2477

http://www.dentalnews.co.jp/

jdn@dentalnews.co.jp

年間購読料18,900円(税・送料込)

郵便口座番号00120-5-130369

厚生労働省記者クラブ加盟社